

むつ市農業委員会第656回総会議事録

平成22年7月15日（木）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 平成22年7月15日（木）午前10時50分から11時40分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（29名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	嶋 影 秀 子
2	〃	北 上 勝 利
3	〃	畑 中 治 安
4	〃	原 英 輔
5	会 長 職 務 代 理 者	福 永 忠 雄
6	農 業 委 員	本 山 日 満 夫
7	〃	菊 池 秀 藏
8	会 長	立 花 順 一
9	農 業 委 員	村 口 鉄 雄
10	〃	鴨 田 輝 雄
11	〃	鳥 山 彰
12	〃	橋 本 唯 志
13	〃	菅 原 靖 博
14	〃	坪 清 志
15	〃	藤 澤 伊 三 郎
16	〃	畑 中 重 宏
17	〃	北 川 岩 男
18	〃	柳 澤 都 市 秋
19	〃	赤 坂 直 良
21	〃	坂 本 正 一
22	〃	小 林 義 顯
23	〃	工 藤 輝 雄
24	〃	板 井 弘 巳
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	山 口 芳 一
27	〃	中 嶋 寿 樹
28	〃	野 里 岩 雄
29	〃	蛭 名 修 一
30	〃	杉 山 武 美

4. 欠席した委員の番号及び氏名（1名）

番 号	役 職 名	氏 名
20	農 業 委 員	水 戸 隆 璽

5. 議事の概要

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による農業委員会の許可に係る申請審議の件について

議案第2号 農地法第5条の規定による県知事の許可に係る申請審議の件について

議案第3号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

第3 報告第1号から報告第5号 農地の転用事実に関する回答

報告第6号 むつ地区・野菜周年栽培プラントの存続を求める請願提出について

第4 追加議案第1号

農地法第3条の規定による農業委員会の許可に係る申請審議の件について

第5 その他

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 吉 田 薫

総括主幹 増 田 健 二

総括主幹 一 家 隆 雄

臨時職員 大 野 香

7. 会議録署名委員

29番 蛭名修一 委員 30番 杉山武美 委員

会 議 の 概 要

議 長	ただいまから、むつ市農業委員会第 6 5 6 回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は 3 0 名中 2 9 名で、定足数に達しております。 ただいまから、本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
議 長	会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第 4 3 条の規定により 議長において、2 9 番蛭名委員、3 0 番杉山委員を指名いたします。
議 長	日程第 2 会期の決定を行います。 本総会は、本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
議 長	ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日 1 日とすることを決定いたします。
議 長	それでは、議案審議に入ります。
議 長	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく農業委員会の許可に係る申請書審議 4 件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 1 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 件でございます。 受付第 1 号につきましては、いままで使用貸借してきた畑を、借り主が贈与を受けるものです。受付第 2 号から第 4 号まで農地の売買によるものです。現地を調査し、意見書にありますとおり、許可要件のすべてを満たしております。以上で説明を終わります。
議 長	議案第 1 号、受付第 1 号から第 4 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	な し
議 長	質疑がないようですので、議案第 1 号は、原案のとおり承認されました。
議 長	次に議案第 2 号農地法第 5 条の規定に基づく、県知事の許可に係る申請書審議 1 件を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号について、ご説明いたします。 農地法第 5 条の規定による申請 1 件で、父親から土地の贈与を受け、自分の住宅を建築するためのものであります。以上で説明を終わります。
議 長	議案第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
1 6 番	議案第 2 号につきましては、6 月 2 3 日大畑地区での耕作放棄地の実態調査時に現地を確認しており、問題ありませんでしたことを報告いた

	します。
議 長	その他質疑ございませんか。
各 委 員	な し
議 長	質疑がないようですので、議案第 2 号は、原案のとおり県知事に進達いたします。
議 長	次に、議案第 3 号贈与税の納税猶予に関する証明の承認について、議題といたします。
議 長	事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 3 号について、ご説明いたします。
	贈与税の納税猶予に関する証明の承認によるもので、本来であれば 2 月、3 月の納税申告時期に行うものでありますが、むつ税務署の事務手続き上の問題から、今回、証明願いが提出されたものであります。証明要件を満たしております。以上で説明を終わります。
議 長	質疑ございませんか。
各 委 員	な し
議 長	質疑がないようですので、議案第 3 号は、原案のとおり承認いたします。
議 長	次に、報告事項が第 1 号から第 6 号まであります。
	事務局より説明願います。
事 務 局	報告第 1 号から報告第 6 号について、ご説明いたします。
	報告第 1 号から報告第 5 号まで、地目変更登記に係る照会でありまして、現地調査を行っております。報告第 1 号と第 3 号につきましては、相当年数山林となっていることから、非農地として回答しました。
	報告第 2 号につきましては、昭和 4 8 年に住宅が建築され、現地が住宅課税されていますことから、非農地として回答しました。
	報告第 4 号につきましては、農業振興地域外であり、住宅が連たんし、市街地化区域であります。周辺の土地の悪影響、水の侵入、雑草が繁茂している状況から非農地として回答しました。
	報告第 5 号につきましては、現地は、雑木、雑草が繁茂し、原野の状況から非農地として回答しました。
	報告第 6 号につきましては、平成 2 2 年 6 月 1 0 日付けで、請願人柳牛 進 氏から、むつ地区・野菜周年栽培プラントの存続を求める請願が提出されていますので、請願の写しを添えて報告いたします。
	また、むつ地区野菜周年栽培を支援する会による署名者 5 1 6 人の署名簿も提出されています。名簿の閲覧をしたい委員は、事務局で保管しておりますでお立ち寄りください。
	以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

2 1 番	報告第 4 号についてですが、法務局への回答に指摘するものではないのですが、現地は以前に土地改良区の水路があったのでは、また、水路の利用状況及び水利権がどのようになっているのか説明願いたい。
事務局	現地調査しましたところ、市街地化区域とされているところで、水路にはコンクリートの側溝が入っていました。土木用の排水路ではないでしょうか。
1 1 番	事務局の言うとおりです。
事務局	土地改良区、土木用排水路の両面から水利権また、水路の利用状況を調査確認し、後日、各委員にお知らせいたします。
議 長	その他何か質疑等ございませんか。
各委員	な し
議 長	次に追加議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく農業委員会の許可に係る申請書審議 1 件を議題といたします。
	事務局より説明願います。
事務局	追加議案第 1 号を、ご説明いたします。
	平成 2 2 年 7 月 9 日付けで提出のあった、農地法第 3 条の規定による許可申請であります。使用賃貸借によるもので、現地を確認し、意見書にありますとおり、許可要件をすべて満たしております。
	以上で説明を終わります。
議 長	質疑ございませんか。
各委員	な し
議 長	質疑がないようですので、追加議案第 1 号は、原案のとおり承認されました。
	その他何か質疑等ございませんか。
各委員	な し
議 長	以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。
	何もないようですので、これをもちましてむつ市農業委員会第 6 5 6 回総会を閉会します。